

岐阜県公報

目次

規 則

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(市町村課)

一

選挙管理委員会告示

国会議員関係政治団体少額領収書等の写しの開示に関する規程改正

(選挙管理委員会)

一

号外(六) 平成二十八年三月二十九日

規 則

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十七号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。
岐阜県企画経済関係手数料徴収条例施行規則(平成二十一年岐阜県規則第三十六号)

第二条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 条例別表第十一の表に規定する手数料

第二条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 条例別表第一二の二の表に規定する手数料

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法に基づく国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関

する規程（平成二十二年岐阜県選挙管理委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

別記第七号様式及び別記第十号様式中「60日」を「3か月」に改める。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社